

平成28年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

平成29年12月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

平成28年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

目次

調査の概要	1
調査結果	3
1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等	3
(1) 相談・通報対応件数	3
(2) 相談・通報・届出者	3
(3) 事実確認の状況	4
(4) 事実確認調査の結果	5
(5) 虐待行為の種類と程度	5
(6) 被虐待障害者等の状況	6
(7) 虐待者の状況	8
(8) 虐待の発生要因等	9
(9) 虐待への対応策	10
(10) 虐待等による死亡事例	11
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	12
2-1 市区町村における対応状況等	12
(1) 相談・通報対応件数	12
(2) 相談・通報・届出者	12
(3) 市区町村における事実確認の状況	13
(4) 都道府県への報告	13
2-2 都道府県における対応状況等	14
(1) 市区町村からの報告事例	14
(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例	14
(3) 都道府県が直接把握した事例	14
(4) 虐待の事実が認められた事例件数	15
2-3 虐待の事実が認められた事例について	16
(1) 施設・事業所の種別	16
(2) 虐待行為の種類と程度	16
(3) 被虐待障害者の状況	17
(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況	18
(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応	19
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	20
3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等	21
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数	21
(2) 相談・通報・届出者	21
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等	22
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数	22
(2) 相談内容に該当する機関	22
(3) 相談の対応状況	22
5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	23
(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	23
(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	25

調査の概要

【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成 24 年 10 月 1 日）を受けて、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市区町村及び 47 都道府県を対象に、平成 28 年度中（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待行為の種類と程度
 - (4) 被虐待障害者等の状況
 - (5) 虐待への対応策
 - (6) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
3. 使用者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1 及び 2 における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）
虐待があった施設等の種別、虐待行為の種類、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1）

平成28年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,606件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が4,528件、都道府県が受け付けた件数が78件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	328	東京都	308	滋賀県	124	香川県	45
青森県	29	神奈川県	196	京都府	53	愛媛県	62
岩手県	15	新潟県	74	大阪府	908	高知県	30
宮城県	54	富山県	37	兵庫県	185	福岡県	198
秋田県	20	石川県	50	奈良県	45	佐賀県	41
山形県	26	福井県	28	和歌山県	28	長崎県	35
福島県	64	山梨県	22	鳥取県	22	熊本県	56
茨城県	60	長野県	72	島根県	26	大分県	34
栃木県	25	岐阜県	27	岡山県	56	宮崎県	43
群馬県	44	静岡県	91	広島県	94	鹿児島県	21
埼玉県	187	愛知県	303	山口県	60	沖縄県	70
千葉県	220	三重県	57	徳島県	33	合計	4,606

(2) 相談・通報・届出者（表2-1、表2-2）

「警察」が24.7%と最も高く、次いで「本人による届出」が21.3%、「施設・事業所の職員」が15.8%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数4,606件に対する割合を記載している。

表2-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	980	252	144	13	174	42	709	726	27	1,138
構成割合	21.3%	5.5%	3.1%	0.3%	3.8%	0.9%	15.4%	15.8%	0.6%	24.7%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	306	116	15	216	61	4,919
構成割合	6.6%	2.5%	0.3%	4.7%	1.3%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数4,606件に対するもの

表 2-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	171	228	519	26	8	7	21	980
構成割合	17.4%	23.3%	53.0%	2.7%	0.8%	0.7%	2.1%	100.0%

(注) 構成割合は、本人による届出件数980件に対するもの

(3) 事実確認の状況 (表 3、表 4)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 4,606 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 130 件を加えた 4,736 件のうち「事実確認調査を行った」が 3,848 件 (81.3%)、「事実確認調査を行っていない」が 888 件 (18.8%: 都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 39 件を含む) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 84 件 (2.2%) であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,198 件 (58.4%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 1,566 件 (41.6%) であった。

事実確認を行っていない事例 888 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 591 件 (66.6%) であった。

表 3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	3,848	81.3%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	3,764	(97.8%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,198	[58.4%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	1,566	[41.6%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	84	(2.2%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	20	[23.8%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	64	[76.2%]
事実確認調査を行っていない事例	888	18.8%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	591	(66.6%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の	95	(10.7%)
他部署等への引継ぎ	202	(22.7%)
合計	4,736	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数4,606件と、前年度市区町村が検討中とした事例130件を加えた4,736件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」、「1日(翌日)」、「2日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 62.5%、3 日以上の日数を要した割合が 37.5%であった。

表 4 事実確認を行うまでの日数

	0日(当日)	1日(翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	1,599	594	213	589	397	162	68	226	3,848
構成割合	41.6%	15.4%	5.5%	15.3%	10.3%	4.2%	1.8%	5.9%	100.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った事例3,848件に対するもの。

(4) 事実確認調査の結果 (表5、表6)

事実確認調査の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、虐待判断事例という。)の件数は1,538件であり、事実確認調査を行った件数の約4割を占めた。

表5 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,538	40.0%
虐待ではないと判断した事例	1,477	38.4%
虐待の判断に至らなかった事例	833	21.6%
合計	3,848	100.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った件数3,848件に対するもの。

表6 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	70	東京都	101	滋賀県	69	香川県	18
青森県	9	神奈川県	99	京都府	35	愛媛県	28
岩手県	4	新潟県	28	大阪府	201	高知県	6
宮城県	25	富山県	14	兵庫県	48	福岡県	51
秋田県	5	石川県	19	奈良県	16	佐賀県	17
山形県	8	福井県	9	和歌山県	13	長崎県	27
福島県	27	山梨県	9	鳥取県	13	熊本県	24
茨城県	19	長野県	21	島根県	14	大分県	5
栃木県	11	岐阜県	10	岡山県	23	宮崎県	15
群馬県	9	静岡県	29	広島県	21	鹿児島県	5
埼玉県	91	愛知県	113	山口県	11	沖縄県	25
千葉県	92	三重県	22	徳島県	9	合計	1,538

以下、虐待判断事例件数1,538件を対象に、虐待行為の種類や程度、被虐待障害者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待行為の種類と程度 (表7-1、表7-2、表7-3、表7-4)

ア. 虐待行為の種類

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が62.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が31.7%、「経済的虐待」が24.1%、「放棄、放置」が15.9%、「性的虐待」が4.2%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは20件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」の割合が高く、逆に男性では「経済的虐待」や「放棄、放置」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の種類がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,538件と一致しない。

表7-1 虐待行為の種類 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	964	65	487	244	370	2,130
構成割合	62.7%	4.2%	31.7%	15.9%	24.1%	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1,538件に対するもの。

表 7-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の種類（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計	
被虐待者の性別	男性	件数	306	1	177	108	159	751
		構成割合	54.4%	0.2%	31.5%	19.2%	28.3%	-
	女性	件数	657	64	310	136	211	1,378
		構成割合	66.2%	6.5%	31.3%	13.7%	21.3%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数(男性562人、女性992人)に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が 53.7%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が 34.3%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が 12.0%を占めた。

表 7-3 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,144	53.7%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	731	34.3%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	255	12.0%
合計	2,130	100.0%

(注) 構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 71.9%、「その他」が 41.1%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 370 件と一致しない。

表 7-4 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	266	5	3	152	426
構成割合	71.9%	1.4%	0.8%	41.1%	-

(注) 構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数370件に対するもの。

(6) 被虐待障害者等の状況

1 件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,538 件に対し被虐待障害者数は 1,554 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 8、表 9）

性別では「女性」が 63.8%、「男性」が 36.2%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢階級別では「40～49 歳」が 22.7%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 20.3%、「20～29 歳」が 19.6%であった。

表 8 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	562	992	1,554
構成割合	36.2%	63.8%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

表9 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	135	304	240	352	316	163	42	2	1,554
構成割合	8.7%	19.6%	15.4%	22.7%	20.3%	10.5%	2.7%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表10）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が54.2%と最も多く、次いで「精神障害」が32.6%、「身体障害」が23.0%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待障害者数1,554人と一致しない。

表10 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	357	842	506	41	43	1,789
構成割合	23.0%	54.2%	32.6%	2.6%	2.8%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表11、表12）

被虐待障害者1,554人のうち、障害支援区分のある者が全体の55.4%、認定がない者は43.4%であった。区分がある者のうち「区分3」が全体の12.7%と最も多く、次いで「区分2」、「区分4」が12.4%であった。

また、行動障害がある者が全体の28.7%を占めていた。

表11 被虐待者の障害支援区分がある者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	16	192	198	192	125	138	675	18	1,554
構成割合	1.0%	12.4%	12.7%	12.4%	8.0%	8.9%	43.4%	1.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

表12 行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては いないが、強い行動 障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有 無が不明	合計
人数	166	22	258	1,045	63	1,554
構成割合	10.7%	1.4%	16.6%	67.2%	4.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表13）

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が59.8%と最も多く、「自立支援医療」が19.8%であった。サービスの利用がない者は26.3%であった。

※1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,554人と一致しない。

表 13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	930	26	308	217	59	55	408	8	2,011
構成割合	59.8%	1.7%	19.8%	14.0%	3.8%	3.5%	26.3%	0.5%	-

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表 14）

「虐待者と同居」が 80.1%を占めている状況であった。

表 14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,244	279	29	2	1,554
構成割合	80.1%	18.0%	1.9%	0.1%	-

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 15）

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が 11.1%、「単身」世帯が 10.5%、「両親」世帯が 10.3%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 46.2%を占めていた。

表 15 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	163	143	107	160	173	81	33	135
構成割合	10.5%	9.2%	6.9%	10.3%	11.1%	5.2%	2.1%	8.7%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	137	94	71	253	4	1,554
構成割合	8.8%	6.0%	4.6%	16.3%	0.3%	-

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

（7）虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,538 件に対し虐待者数は 1,732 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 16、表 17）

虐待者の性別では、「男性」が 62.0%、「女性」が 37.7%と、「男性」が全体の 6 割程度を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 35.9%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 22.0%、「40～49 歳」が 21.2%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 6 割近くを占めていた。

表 16 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,074	653	5	1,732
構成割合	62.0%	37.7%	0.3%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者数1,732人に対するもの。

表 17 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	11	124	164	367	381	622	63	1,732
構成割合	0.6%	7.2%	9.5%	21.2%	22.0%	35.9%	3.6%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者数1,732人に対するもの。

イ. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄 (表 18)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「母」が 22.1%と最も多く、次いで「父」20.6%、「兄弟」14.0%、「夫」12.7%、「姉妹」5.8%、「息子」5.1%、「妻」2.4%、「娘」1.8%の順であった。

表 18 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	357	382	220	41	88	32	5	3
構成割合	20.6%	22.1%	12.7%	2.4%	5.1%	1.8%	0.3%	0.2%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	242	101	3	6	250	2	1,732
構成割合	14.0%	5.8%	0.2%	0.3%	14.4%	0.1%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者数1,732人に対するもの。

(8) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況 (複数回答) (表 19-1、表 19-2)

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 47.5%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 23.6%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 30.3%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 18.2%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 48.9%で最も高いが、「家庭における経済的困窮 (経済的問題)」も 20.8%を占めている。

表 19-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況 (複数回答)

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	310	366	134	258	138	738	248	207
構成割合	20.0%	23.6%	8.6%	16.6%	8.9%	47.5%	16.0%	13.3%

表 19-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	471	283	258	760	324	244	110
構成割合	30.3%	18.2%	16.6%	48.9%	20.8%	15.7%	7.1%

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 20）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が約半数を占めていた。一方、「過去に虐待認定されていた」割合は 10.3%、「虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 29.1%であった。

表 20 過去の虐待の有無

	過去に虐待認定されていた	虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	160	452	751	191	1,554
構成割合	10.3%	29.1%	48.3%	12.3%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

（9）虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 21）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は 674 人（43.4%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は 652 人（42.0%）であった。

表 21 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	674	43.4%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	652	42.0%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	96	6.2%
その他	132	8.5%
合計	1,554	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 22）

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 39.6%と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 15.7%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 14.2%、「医療機関への一時入院」が 12.8%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は 35.2%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者 96 人のうち 58 人（60.4%）に面会制限が行われていた。

表 22 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	267	39.6%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	96	14.2%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	106	15.7%
医療機関への一時入院	86	12.8%
その他	119	17.7%
合計	674	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	237	35.2%

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数674人に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳 (表 23)

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が60.9%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が52.9%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が16.7%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が15.5%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が5.7%であった。

表 23 分離を行っていない事例における対応の内訳 (複数回答)

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	397	60.9%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	13	2.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	101	15.5%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	109	16.7%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	37	5.7%
再発防止のための定期的な見守りの実施	345	52.9%
その他	144	22.1%
合計	1,146	-

(注) 構成割合は、分離を行っていない被虐待者数652人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が89人、「利用手続き中」が71人であり、これらを合わせた160人のうち、市町村長申立の事例は74人(46.3%)を占めていた。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は42人であった。

(10) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例のうち、平成27年4月1日～平成28年3月31日に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めたところ、5件の事例(被害者5人)が報告された。事件形態は、「養護者による被養護者の殺人」が2件、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が2件、「その他(病死)」が1件であった。

被虐待者の性別は「男性」が3人、「女性」が2人であり、年齢は「30～34歳」が1人、「35～39歳」が3人、「55～59歳」が1人、障害種別(重複)は「身体障害」2人、「知的障害」3人、「精神障害」が2人、「難病」が1人であった。

虐待者の性別は「男性」4人、「女性」1人であり、続柄は「父」「母」「息子」であった。

被虐待者のサービスの利用状況は、障害福祉サービスを利用していた者が2人であった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市区町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表 24)

平成 28 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,115 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 1,803 件、都道府県が受け付けた件数が 312 件であった。

表 24 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	122	東京都	170	滋賀県	49	香川県	19
青森県	28	神奈川県	103	京都府	41	愛媛県	9
岩手県	10	新潟県	17	大阪府	240	高知県	33
宮城県	23	富山県	12	兵庫県	104	福岡県	78
秋田県	8	石川県	21	奈良県	26	佐賀県	17
山形県	11	福井県	25	和歌山県	12	長崎県	29
福島県	17	山梨県	22	鳥取県	18	熊本県	27
茨城県	21	長野県	54	島根県	8	大分県	39
栃木県	24	岐阜県	28	岡山県	28	宮崎県	23
群馬県	26	静岡県	44	広島県	50	鹿児島県	34
埼玉県	100	愛知県	105	山口県	33	沖縄県	23
千葉県	132	三重県	40	徳島県	12	合計	2,115

(2) 相談・通報・届出者 (表 25)

「本人による届出」が 18.9%と最も多く、次いで「当該施設・事業所職員」による通報が 16.8%、「家族・親族」による通報が 14.5%であった。また、「当該施設・事業所設置者・管理者」からの通報は 9.9%、「相談支援専門員」からの通報は 9.3%、「当該施設・事業所元職員」からの通報も 5.3%であった。

表 25 相談・通報・届出者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者
件数	400	307	107	1	16	6	196	82	356	113	210
構成割合	18.9%	14.5%	5.1%	0.0%	0.8%	0.3%	9.3%	3.9%	16.8%	5.3%	9.9%
	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計	
件数	48	9	102	17	8	4	6	147	171	2,306	
構成割合	2.3%	0.4%	4.8%	0.8%	0.4%	0.2%	0.3%	7.0%	8.1%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数2,115件に対するもの。

(3) 市区町村における事実確認の状況 (表 26)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報1,803件、都道府県から連絡のあった239件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例77件の計2,119件うち、「事実確認調査を行った」が1,742件(82.2%)、「事実確認調査を行っていない」が377件(17.8%)であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は421件(24.2%)である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が831件(47.7%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が490件(28.1%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が152件(40.3%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が104件(27.6%)であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が14件(3.7%)であった。

表 26 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	1,742	82.2%
虐待の事実が認められた事例	421	(24.2%)
虐待の事実が認められなかった事例	831	(47.7%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	490	(28.1%)
事実確認調査を行っていない事例	377	17.8%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	152	(40.3%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	104	(27.6%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	14	(3.7%)
その他	107	(28.4%)
合計	2,119	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数1,803件、都道府県から市区町村へ連絡された件数239件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例77件)の合計2,119件に対するもの。

(4) 都道府県への報告 (表 27)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第17条及び同法施行規則第2条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成28年度において、市区町村から都道府県へ461件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が421件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が40件であった。

表 27 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	421	91.3%
報告済み	399	(94.8%)
これから報告する	22	(5.2%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	40	8.7%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	26	(65.0%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	14	(35.0%)
合計	461	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数461件に対するもの。

2-2 都道府県における対応状況等

(1) 市区町村からの報告事例 (表 28)

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数(表 27)には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は410件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が370件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が40件であった。

表 28 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	370	90.2%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	40	9.8%
合計	410	100.0%

(注) 構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数410件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例370件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例40件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため、表27と一致しない。

(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例 (表 29)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行った行う必要がある事例」として報告された事例40件のうち、35件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が13件、「虐待ではないと判断した事例」が7件、「虐待の判断に至らなかった事例」が15件であった。

(市区町村から「昨年度に相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中」として報告を受けた事例は0件)

表 29 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	13	32.5%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	7	17.5%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	15	37.5%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	5	12.5%
合計	40	100.0%

(注) 構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数40件に対するもの。

(3) 都道府県が直接把握した事例 (表 30)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など324件のうち、218件が市区町村に連絡されていた。残り106件のうち72件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が18件、「虐待ではないと判断した事例」が24件、「虐待の判断に至らなかった事例」が30件であった。

表 30 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	312	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	3	-
	監査・実地指導等により判明した事例	9	-
	計	324	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		218	67.3%
都道府県が対応	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	18	5.6%
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	24	7.4%
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	30	9.3%
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	4	1.2%
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	30	9.3%
	合計	106	-

(注) 構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例312件、昨年度から繰り越した事例3件、監査・実地指導等により判明した事例9件の計324件に対するもの。

(4) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 31、表 32)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が370件(表 28)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が13件(表 29)、都道府県が直接把握した事例が18件(表 30)であり、これらを合わせた総数は、401件であった。これを都道府県別にみると表 32 のとおりである。

表 31 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	370	13	18	401

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	23	東京都	21	滋賀県	5	香川県	5
青森県	2	神奈川県	26	京都府	10	愛媛県	3
岩手県	0	新潟県	4	大阪府	53	高知県	7
宮城県	3	富山県	0	兵庫県	17	福岡県	8
秋田県	1	石川県	4	奈良県	1	佐賀県	2
山形県	1	福井県	8	和歌山県	0	長崎県	5
福島県	2	山梨県	2	鳥取県	3	熊本県	6
茨城県	2	長野県	6	島根県	3	大分県	5
栃木県	6	岐阜県	0	岡山県	7	宮崎県	10
群馬県	7	静岡県	12	広島県	13	鹿児島県	5
埼玉県	25	愛知県	31	山口県	8	沖縄県	6
千葉県	30	三重県	3	徳島県	0	合計	401

2-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた401件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別 (表 33)

「障害者支援施設」が24.7%と最も多く、次いで「共同生活援助」が19.0%、「就労継続支援B型」が13.0%、「生活介護」が12.0%の順であった。

表 33 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	99	24.7%
居宅介護	10	2.5%
重度訪問介護	4	1.0%
同行援護	0	0.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	3	0.7%
生活介護	48	12.0%
短期入所	9	2.2%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	2	0.5%
就労移行支援	7	1.7%
就労継続支援A型	26	6.5%
就労継続支援B型	52	13.0%
共同生活援助	76	19.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.5%
移動支援事業	8	2.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.5%
福祉ホームを運営する事業	0	0.0%
児童発達支援	4	1.0%
医療型児童発達支援	2	0.5%
放課後等デイサービス	42	10.5%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援事業	0	0.0%
合計	401	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数401件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

(2) 虐待行為の類型と程度 (表 34-1、表 34-2)

ア. 虐待行為の類型

虐待行為の類型(複数回答)は、「身体的虐待」が57.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が42.1%、「性的虐待」が12.0%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは23件であった。

表 34-1 虐待行為の類型(複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	229	48	169	26	38	510
構成割合	57.1%	12.0%	42.1%	6.5%	9.5%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数401件に対するもの。 16

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が75.3%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が18.6%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が6.1%であった。

表 34-2 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	384	75.3%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	95	18.6%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	31	6.1%
合計	510	100.0%

（注）構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

（3）被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の6件を除く395件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例で被虐待障害者が複数の場合があるため、395件の事例に対し被虐待障害者数は672人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 35、表 36）

性別については、「男性」が64.3%、「女性」が35.7%と、全体の6割が「男性」であった。

年齢については、「20～29歳」が20.1%と最も多く、次いで「40～49歳」が18.9%、「～19歳」が13.5%、「30～39歳」が13.2%であった。

表 35 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	432	240	672
構成割合	64.3%	35.7%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。

表 36 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	91	135	89	127	74	28	32	96	672
構成割合	13.5%	20.1%	13.2%	18.9%	11.0%	4.2%	4.8%	14.3%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 37）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が68.6%と最も多く、次いで「身体障害」が14.4%、「精神障害」が11.8%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数672人と一致しない。

表 37 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	97	461	79	24	5	93	759
構成割合	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%	13.8%	-

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者672人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 38、表 39）

被虐待障害者 672 人のうち、障害支援区分のある者が 58.9%を占めていた。「区分 6」が全体の 20.5%と最も多く、次いで「区分 4」が 13.2%、「区分 5」が 10.6%であった。また、行動障害がある者が全体の 21.3%を占めていた。

表 38 被虐待障害者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	6	29	63	89	71	138	130	146	672
構成割合	0.9%	4.3%	9.4%	13.2%	10.6%	20.5%	19.3%	21.7%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者672人に対するもの。

表 39 行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	85	10	48	122	407	672
構成割合	12.6%	1.5%	7.1%	18.2%	60.6%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者672人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

（4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 20 件を除く 381 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、381 件の事例に対し虐待者数は 456 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 40、表 41）

「男性」が 73.2%、「女性」が 26.8%であった。年齢については、「30～39 歳」が 20.0%と最も多く、次いで「40～49 歳」及び「60 歳以上」が各 19.3%であった。

表 40 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	合計
人数	334	122	456
構成割合	73.2%	26.8%	100.0%

（注）虐待者が特定できなかった20件を除く381件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者456人に対するもの。

表 41 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	55	91	88	67	88	67	456
構成割合	12.1%	20.0%	19.3%	14.7%	19.3%	14.7%	100.0%

（注）虐待者が特定できなかった20件を除く381件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者456人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態（表 42-1、表 42-2）

「生活支援員」が 40.1%、「その他従事者」が 11.4%、「管理者」が 7.7%、「指導員」が 7.5%、「世話人」が 6.6%であった。

雇用形態は、「正規職員」が 52.9%、「非正規職員」が 17.1%、「不明」が 30.0%であった。

表 42-1 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合		件数	構成割合
サービス管理責任者	27	5.9%	指導員	34	7.5%
管理者	35	7.7%	保育士	5	1.1%
医師	0	0.0%	児童発達支援管理責任者	6	1.3%
設置者・経営者	13	2.9%	機能訓練担当職員	0	0.0%
看護職員	11	2.4%	児童指導員	3	0.7%
生活支援員	183	40.1%	栄養士	0	0.0%
理学療法士	0	0.0%	調理員	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%	訪問支援員	1	0.2%
言語聴覚士	0	0.0%	居宅介護従業者	7	1.5%
職業指導員	15	3.3%	重度訪問介護従業者	3	0.7%
就労支援員	4	0.9%	行動援護従業者	7	1.5%
サービス提供責任者	5	1.1%	同行援護従業者	2	0.4%
世話人	30	6.6%	その他従事者	52	11.4%
機能訓練指導員	0	0.0%	不明	11	2.4%
相談支援専門員	2	0.4%	合計	456	100.0%
地域移行支援員	0	0.0%			

（注）虐待者が特定できなかった20件を除く381件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者456人に対するもの。

表 42-2 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	241	52.9%
非正規職員	78	17.1%
不明	137	30.0%
合計	456	100.0%

（注）虐待者が特定できなかった20件を除く381件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者456人に対するもの。

（5）虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 43）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 65.1%で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が 53.0%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 52.2%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 20%を超えている。

表 43 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	248	65.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	199	52.2%
倫理観や理念の欠如	202	53.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	84	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	84	22.0%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった20件を除く381件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 44）

虐待が認められた施設・事業所に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が 55.1%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が 37.9%、「通報義務の履行」割合が 33.7%、「虐待防止委員会の設置」割合が 19.5%であった。

表 44 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	152	37.9%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	221	55.1%
虐待防止委員会の設置	78	19.5%
通報義務の履行	135	33.7%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数401件に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 45-1、表 45-2、表 45-3）

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例 401 件のうち、平成 28 年度末までに行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が 283 件、「改善計画の提出依頼」が 179 件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が 134 件であった。

表 45-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	283
	改善計画の提出依頼	179
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	134

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成 28 年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が 184 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 45 件、「指定の効力の全部又は一部停止」が 3 件、「指定取消」が 7 件であった。その他都道府県等による一般指導は 190 件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 45-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

	件数	
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	184
	改善勧告	45
	改善勧告に従わない場合の公表	1
	改善命令	1
	指定の効力の全部又は一部停止	3
	指定取消	7
	合計	241
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	190

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が286件、「勧告・命令等への対応」が46件であった。

表 45-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数	
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	286
	勧告・命令等への対応	46

（注）「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出（158件）以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数（128件）も含まれる。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

（1）市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成28年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は745件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が406件、都道府県が受け付けた件数が339件であった。

（2）相談・通報・届出者（複数回答）（表46）

「本人による届出」が35.3%、「家族・親族」による通報が10.1%、「相談支援専門員」による通報が5.0%、「職場の同僚」による通報が4.7%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報・届出件数745件に対する割合を記載している。

表 46 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	263	75	18	0	3	2	37	22	16
構成割合	35.3%	10.1%	2.4%	0.0%	0.4%	0.3%	5.0%	3.0%	2.1%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業者等	その他	不明	合計
件数	35	7	3	18	0	253	36	788
構成割合	4.7%	0.9%	0.4%	2.4%	0.0%	34.0%	4.8%	-

（注）構成割合は、相談・通報件数745件に対するもの。

4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成 28 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待に関する相談・通報件数は 299 件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が 266 件、都道府県が受け付けた件数が 33 件であった。

(2) 相談内容に該当する機関 (表 47)

(1) の相談内容に該当する機関は「医療機関」が 21.7%、「学校」が 8.7%、「官公署」が 6.7%であった。

表 47 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	6	2.0%
学校	26	8.7%
医療機関	65	21.7%
官公署	20	6.7%
その他	145	48.5%
不明	37	12.4%
合計	299	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数 299 件に対するもの。

(3) 相談の対応状況 (表 48)

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継いだ事例が 93 件であった。このうち、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 19 件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 18 件、「官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 15 件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 206 件であり、そのうち「相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介の対応不用と判断した事例」が 111 件であった。

表 48 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
該当機関等に引き継いだ事例	93	31.1%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	2	(2.2%)
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	18	(19.4%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	19	(20.4%)
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	15	(16.1%)
その他	39	(41.9%)
該当機関等に引き継いでいない事例	206	68.9%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	53	(25.7%)
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不用と判断した事例	111	(53.9%)
その他(対応継続中又は検討中の事例を含む。)	42	(20.4%)
合計	299	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数 299 件に対するもの。

5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 27 年度末の状況を調査した。

(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表 49）

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 49 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（平成 28 年度末）

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,360
		構成割合	78.3%
	委託のみ	市区町村数	170
		構成割合	9.8%
	直営と委託の両方	市区町村数	207
		構成割合	11.9%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 50）

平成 28 年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 50 に示す。

表 50 市区町村における体制整備等に関する状況 (平成 28 年度末)

		実施済み	未実施		
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,422	315		
	構成割合	81.9%	18.1%		
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,243	494		
	構成割合	71.6%	28.4%		
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	595	1,142		
	構成割合	34.3%	65.7%		
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,260	477		
	構成割合	72.5%	27.5%		
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	875	862		
	構成割合	50.4%	49.6%		
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	952	785		
	構成割合	54.8%	45.2%		
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	657	1,080		
	構成割合	37.8%	62.2%		
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	962	775		
	構成割合	55.4%	44.6%		
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	484	478		
	構成割合	50.3%	49.7%		
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	314	648
		構成割合	32.6%	67.4%	
		高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	445	517
		構成割合	46.3%	53.7%	
		配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	248	714
		構成割合	25.8%	74.2%	
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	262	700		
構成割合	27.2%	72.8%			
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	535	427		
構成割合	55.6%	44.4%			
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	922	815		
	構成割合	53.1%	46.9%		
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	733	1,004	
		構成割合	42.2%	57.8%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	513	1,224	
		構成割合	29.5%	70.5%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	547	1,190		
	構成割合	31.5%	68.5%		
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	742	995		
	構成割合	42.7%	57.3%		
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	692	1,045		
	構成割合	39.8%	60.2%		
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	657	1,080	
	構成割合	37.8%	62.2%		
	業務指針の作成	市区町村数	404	1,333	
	構成割合	23.3%	76.7%		
対応フロー図の作成	市区町村数	738	999		
	構成割合	42.5%	57.5%		
事例集の作成	市区町村数	104	1,633		
	構成割合	6.0%	94.0%		
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	746	991		
	構成割合	42.9%	57.1%		
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	500	1,237	
	構成割合	28.8%	71.2%		
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	484	1,253	
	構成割合	27.9%	72.1%		
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	368	1,369		
	構成割合	21.2%	78.8%		
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	385	1,352		
	構成割合	22.2%	77.8%		
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業など関係機関と連携した対応	市区町村数	775	962		
	構成割合	44.6%	55.4%		

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 51)

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 51 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成 28 年度末）

		該当	
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	29
		構成割合	61.7%
	委託のみ	都道府県数	10
		構成割合	21.3%
	直営と委託の両方	都道府県数	8
		構成割合	17.0%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 52)

平成 28 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 52 に示す。

表 52 都道府県における体制整備等に関する状況 (平成 27 年度末)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	1
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	2.1%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	1
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	2.1%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	0
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	1
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	2.2%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	36	33	33	35	34	-1
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	-2.2%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	30	28	30	31	1
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	2.2%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	41	-3
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	-6.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	19	19	20	18	-2
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	-4.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	44	2
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	4.2%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	44	0
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	0.0%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	33	-1
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	-2.1%
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	—	24	27	29	31	2
	構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	4.3%
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)における専門職の参加	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	—	23	23	24	25	1
	構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	2.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	—	—	—	—	—
	構成割合	63.8%	—	—	—	—	—
マニュアルの作成	都道府県数	—	22	25	25	25	0
	構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	0.0%
	都道府県数	—	17	16	17	16	-1
	構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	-2.2%
	都道府県数	—	31	29	28	33	5
	構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	10.6%
業務指針の作成	都道府県数	—	7	9	13	16	3
	構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	34.0%	6.3%
対応フロー図の作成	都道府県数	—	—	—	—	—	—
	構成割合	—	—	—	—	—	—
事例集の作成	都道府県数	—	—	—	—	—	—
	構成割合	—	—	—	—	—	—
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	26	-1
	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	-2.1%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	13	12	-1
	構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	-2.2%
	都道府県数	—	15	14	15	14	-1
	構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	-2.1%
	都道府県数	—	13	12	14	13	-1
	構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	-2.1%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等の虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	—	10	10	12	12	0
	構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	0.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。